

## COP10 と愛知ターゲット 12 番：種の絶滅を防ぐ

### JTEF と CoP10

- ・ 2010年、JTEFは、「生物多様性条約市民ネットワーク」という横断的ネットワークの「生物多様性関連法制度作業部会」で中心的に活動しました。
- ・ JTEFと「市民ネット法制度作業部会」のCoP10でのターゲットは、そこで採択が見込まれていた「生物多様性条約ポスト2010年目標（新戦略計画）」でした。各加盟国は、そこで示された2020年期限の目標達成を目指す責務を負っています。

### ポスト 2010 年目標の原案が公表されるまでに述べた意見

- ・ JTEF と「市民ネット法制度作業部会」は、ポスト 2010 年目標の中に、野生生物の保全に関する強力な目標が盛り込まれることを求めました。
  - 絶滅の防止だけでなく、保全状況の改善＝絶滅の危険がなくなるまでの回復をめざす。
  - 数値目標をかかげる。

### ポスト 2010 年目標の原案に対する意見

- ・ その後、生物多様性条約事務局から提案された原案には、絶滅危惧種の保全に関する目標が含まれていました。

(原案)

**Target 12:** By 2020, the extinction and decline of known threatened species has been prevented and improvement in the conservation status [for at least 10% of them] has been achieved.

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減数が防止され、また（その少なくとも10%の）保全状況の維持や改善が達成される。

（括弧書の中は、「このような意見もある」といった意味）

- ・ これに対して、JTEFと法制度作業部会は次のような意見を出しました。
  - ・ 2011年から2020年までの間に、既知種を1種たりとも絶滅させないことを目標とすべきである。
  - ・ 2015年時点において、既知種の絶滅のおそれの程度が2010年時点よりも低減していることを目標とすべきである。
  - ・ 2020年時点において、2010年時点で絶滅のおそれのあるキーストーン種あるいはアンブレラ種の少なくとも10%が、保全の継続を前提とすれば絶滅のおそれが認められない状態まで回復していることを目標とすべきである。

### COP10 で採択された愛知目標「12 番」

- ・ COP10 で採択された目標「12 番」は次の内容となりました。

**Target 12:** By 2020 the extinction of known threatened species has been prevented

and their conservation status, particularly of those most in decline, has been improved and sustained.

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

・数値目標が入らず、抽象的なものにとどまったことは残念です。この目標をどのように具体的に解釈し、それを厳格に実施していくかは、各締約国に委ねられることになります。

日本政府は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法（種の保存法）を、以下の点を中心に改正し、生物多様性条約CoP10で採択された愛知目標12番を実施する核とすべきです。

(a) 国及び都道府県のレッドリスト掲載種の国内希少野生動植物種への適時・的確な指定を促進するため、その指定手続に科学性、市民参加および透明性を確保するためのプロセスを組み込む。

(b) 国内希少種の総合的な保全・回復をはかるため、科学性、市民参加および透明性が確保された計画制度を創設する。

(c) 国内希少種の生息地全体にわたって開発等の攪乱圧力を低減するため、生息地等保護区は「原則指定」とし、その管理手段には、科学性、市民参加および透明性が確保された、行為規制以外の手法も加える。

(d) 国内希少種の総合的な保全・回復を「生息地ネットワーク」レベルで実現するため、土地利用、社会資本整備に関する関係法律上の計画・方針・事業実施において国内希少種ないしその候補種の生息に悪影響を及ぼしてはならない旨を、それら関係法律の規定上明らかにする。

(e) ワシントン条約によって国際的に取引が規制されている種の国内取引規制を、罰則の引き上げを含め、強化する。

(坂元雅行)